

令和5年8月24日提出

令和5年9月市議会定例会議案

(議案第70号から議案第86号まで)

木更津市

令和5年9月市議会定例会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第70号	専決処分の承認を求めることについて	総務部	1
議案第71号	令和5年度木更津市一般会計補正予算（第5号）	財務部	別冊
議案第72号	令和5年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	市民部	別冊
議案第73号	令和5年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第1号）	福祉部	別冊
議案第74号	令和5年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）	経済部	別冊
議案第75号	令和4年度木更津市歳入歳出決算の認定について	財務部	3
議案第76号	木更津市教育委員会委員の任命について	総務部	4
議案第77号	木更津市公平委員会委員の選任について	総務部	5
議案第78号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について	総務部	6
議案第79号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	7
議案第80号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	8
議案第81号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部	9
議案第82号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	市長公室	10
議案第83号	木更津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	11
議案第84号	木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防本部	12

議案第85号	令和5年度木更津市下水道事業会計補正予算（第1号）	都市整備部	別冊
議案第86号	令和4年度木更津市下水道事業決算の認定について	都市整備部	14

議案第70号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年8月24日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

提案理由

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和5年千葉県条例第21号）の施行に伴い、手数料条例（昭和31年木更津市条例第2号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、同条例の一部を改正する条例を令和5年7月10日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専決第 7 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 7 月 1 0 日専決処分

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 3 0 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（昭和 3 1 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査の項中「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。次項において「旧法」という。）第 8 条第 1 項」に改め、同表宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 1 項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査の項中「宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 1 項」を「旧法第 1 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

令和4年度木更津市歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、次の令和4年度木更津市歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月24日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

令和4年度木更津市歳入歳出決算

- 1 木更津市一般会計歳入歳出決算
- 2 木更津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 木更津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4 木更津市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 木更津市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

附属書類

- 1 令和4年度各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 2 令和4年度各会計実質収支に関する調書
- 3 財産に関する調書
- 4 令和4年度決算に係る主要施策成果説明書
- 5 令和4年度基金運用状況調書

提案理由

令和4年度木更津市歳入歳出決算の認定を受けようとするものである。

議案第76号

木更津市教育委員会委員の任命について

木更津市教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□□□□□□□	中 島 緑	□□□□□□□□□□

令和5年8月24日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市教育委員会委員中島緑氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第77号

木更津市公平委員会委員の選任について

木更津市公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□□□□□	露 崎 和 夫	□□□□□□□□□□

令和5年8月24日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市公平委員会委員露崎和夫氏の任期満了に伴い、同氏を再度選任しようとするものである。

議案第78号

木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について

木更津市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□□□□□	渡 邊 秀 孝	□□□□□□□□□□

令和5年8月24日提出

木更津市長 渡 邊 芳 邦

提案理由

木更津市固定資産評価審査委員会委員小川雅義氏の任期満了に伴い、新たに渡邊秀孝氏を選任しようとするものである。

議案第79号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	関 口 明	□□□□□□□□□□

令和5年8月24日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員関口明氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第80号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□□□□□□□	吉 田 和 義	□□□□□□□□□□

令和5年8月24日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員について、委員候補者の推薦依頼があったので、吉田和義氏を新たに委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第81号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□□□□□	石 井 溪	□□□□□□□□□□

令和5年8月24日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員浜名泰氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、石井溪氏を後任の委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 8 2 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 3 4 年木更津市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業者選定委員会	木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業者を選定するため調査、審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係行政機関の職員 3 市の職員	7 人以内	2 年
-------------------------	-------------------------------------	-------------------	----------------------------------	-------	-----

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業者選定委員会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 83 号

木更津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 8 月 24 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市印鑑条例の一部を改正する条例

木更津市印鑑条例（昭和 47 年木更津市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「）第 22 条第 7 項」を「。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「個人番号カード」の次に「又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項の改正規定（「）第 22 条第 7 項」を「。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行に伴い、スマートフォンに搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書を取得できるようにする等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第84号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月24日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

木更津市火災予防条例（昭和37年木更津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項気体燃料の目の次に次のように加える。

固体 燃料	不燃	木炭を燃料とするも 以外の	炭火焼き 器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするも	炭火焼き	—	80	30	—	30

議案第 86 号

令和 4 年度木更津市下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度木更津市下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 24 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

決算書類

- 1 決算報告書
- 2 損益計算書
- 3 剰余金計算書
- 4 剰余金処分計算書
- 5 貸借対照表

提案理由

令和 4 年度木更津市下水道事業決算の認定を受けようとするものである。